

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■ 法人名称	<input type="text" value="特定非営利活動法人小林子育て支援協会"/>
■ 所轄庁	<input type="text" value="宮崎県庁"/>
■ 主たる事務所の所在地	<input type="text" value="宮崎県小林市細野385番地1"/>
■ 従たる事務所の所在地	<input type="text"/>
■ 代表者氏名	<input type="text" value="理事長 本川 順了"/>
■ 法人設立登記年月日	<input type="text" value="平成20年1月30日"/>
■ 定款に記載された目的	<input type="text" value="家族形態の多様化、核家族化、働く時間・形の多様化とともに、子どもを育てるための社会的資源が偏在し始めているときに、西諸・小林地区において安心して子育てができるように種々の子育て支援を行い、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。"/>

■ 活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 社会教育 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input checked="" type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全 <input checked="" type="checkbox"/> 災害救援 <input checked="" type="checkbox"/> 地域安全 <input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和 <input checked="" type="checkbox"/> 国際協力 <input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input checked="" type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 <input checked="" type="checkbox"/> 消費者の保護 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助
--------	---

■ 事業活動の概要 (400字以内)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援センター事業</li> <li>2 保育サポーター派遣事業</li> <li>3 子育て講座・保育サポーター養成講座等の研修・啓発事業</li> <li>4 学童保育・児童クラブ等の放課後児童預かり事業</li> <li>5 育児用品貸出事業</li> <li>6 その他、目的を達成するための調査・研究 及び支援事業</li> </ol>
-----------------------	--

■ 公開用電話番号	<input type="text" value="0984-22-7916"/>	■ ファクス	<input type="text" value="0984-22-7916"/>
■ ホームページ	<input type="text" value="http://"/>		
■ メールアドレス	<input type="text" value="chuou-jidou-kobayasi@forest.ocn.ne.jp"/>	■ 常勤職員数	<input type="text" value="2人"/>

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日  認定満了日

相対値基準     絶対値基準     条例指定     仮認定

■ 閲覧書類の添付  定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

http://www

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成 22年度（平成22年4月1日～平成 23 年3月31 日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	13,294,199		13,294,199
1. 受取会費	96,000		96,000
2. 受取寄付金	300,000		300,000
3. 受取民間助成金	0		0
4. 受取公的補助金	12,425,000		12,425,000
5 自主事業収益	65,248		65,248
6. 受託事業収益	0		0
7. その他収益	407,951		407,951
II 経常費用計	13,124,420		13,124,420
1. 事業費	13,049,180		13,049,180
（うち人件費）	10,229,975		10,229,975
2. 管理費	75,240		75,240
（うち人件費）	44,375		44,375
III 当期経常増減額	169,779		169,779
IV 経常外収益計			
V 経常外費用計			
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額	△237,731		△237,731
VIII 前期繰越正味財産額	407,510		407,510
IX 次期繰越正味財産額	169,779		169,779

※別添のとおり

### ■ 貸借対照表

平成23年4月30日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	1,135,613
2. 固定資産	54,250
資産合計	1,189,863

II 負債の部	
1. 流動負債	1,020,084
2. 固定負債	0
負債合計	1,020,084
III 正味財産の部	0
正味財産合計	169,779
負債及び正味財産合計	1,189,863

■ 準拠している会計基準  NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

■ 監査の実施  監事監査

特定非営利活動法人 小林子育て支援協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 小林子育て支援協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県小林市大字細野230番地7に置く。

(目的)

第3条 この法人は、家族形態の多様化、核家族化、働く時間・形の多様化とともに、子どもを育てるための社会的資源が偏在し始めているときに、西諸・小林地区において安心して子育てができるように種々の子育て支援を行い、住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子育て支援センター事業
- (2) 保育サポーター派遣事業
- (3) 子育て講座、保育サポーター養成講座等の研修・啓発事業
- (4) 学童保育、児童クラブ等の放課後児童預かり事業
- (5) 育児用品貸出事業
- (6) その他目的を達成するための調査・研究、及び支援事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して任意に退会できる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または団体が解散したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種類と選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人

を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、総会において選任する。監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠損の場合は、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法人の活動にかかる事項につき協議するとともに、定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の運営に必要な業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告をすること。

(4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残存期間とする。

3 役員は辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

第14条 役員が心身故障のため職務の執行に耐え得ないと認められるときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

2 第10条の規定により除名された会員が役員の場合には、同時に役員も解任される。

#### (報酬等)

第15条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。その報酬については、理事会で決定する。

2 役員には、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第 16 条 この法人には顧問若干名を置くことができる。顧問に関し必要な事項は理事会で議決する。

#### 第 4 章 総 会

(種別)

第 17 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 18 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の承認
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) 除名
- (10) その他、この法人の運営に関する事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回、開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 12 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容、日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 25 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録については、議長のほか、2 名以上の出席理事が押印しなければならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、この法人の運営に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 監事からの招集請求があったとき

(招集)

第 30 条 理事会は理事長が招集する

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の内容並びに日時、場所を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第 32 条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 33 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する者は、当該事項の議決に加わることができない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

- 2 議事録については、議長のほか、2 名以上の出席理事が押印しなければならない。

## 第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は次のものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費



- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 36 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 37 条 資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画および予算)

第 39 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を得ることとする。

(暫定予算)

第 40 条 事業年度の開始から総会の承認を得るまでの期間における事業および予算については、暫定的に理事会によって執行できるものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を経て総会の議決を得ることとする。

(剰余金の処分)

第 42 条 この法人の決算において、剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(会費等の不返還)

第 43 条 この法人は、すでに納入された会費その他拠出金は返還しない。

## 第 7 章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款の変更は、理事会において 3 分の 2 以上の同意を得た後、総会において出席した正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を経て、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 46 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、宮崎日日新聞、官報に掲載して行う。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長とその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 雑 則

(実施規則)

第50条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第5項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日迄とする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	3,000	円
年会費	1,000	円
賛助会費	1口 2,000	円

# 平成22年度 事業報告書

三松小放課後児童クラブ

## 1. 月別の行事活動の内容

月	行事及び活動内容
4月	クラブの約束について・読み聞かせ
5月	避難訓練・口蹄疫について
6月	鬼ごっこ
7月	お店屋さんごっこ・プール遊び
8月	昼食会・プール遊び・映写会・ビンゴ・小麦粘土
9月	不審者対応について・将棋
10月	サッカー・切り紙・将棋
11月	避難訓練
12月	クリスマス会(おやつ作り, ビンゴ)・大掃除
1月	すごろく・こま回し・インフルエンザについて
2月	将棋・縄跳び・バレンタインデー
3月	食事会・サッカー・ドッジボール・ひな祭り

## 2. 月別開設日数及び利用児童数

	開設日数(日)	児童登録者数(人)	当月利用延児童数(人)	一日当平均利用率(%)
4月	25	21	335	63.8
5月	23	21	300	62.1
6月	26	21	368	67.3
7月	26	21	338	61.9
8月	26	20	228	43.8
9月	24	20	323	67.2
10月	25	18	308	68.4
11月	23	18	263	63.5
12月	23	18	278	67.1
1月	23	18	236	57.0
2月	23	18	295	71.2
3月	26	16	273	65.6

# 財 産 目 録

(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人 小林子育て支援協会

科 目 ・ 摘 要	
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	1,135,613
現金	0
普通預金 (34,379+776,716+324,518)	1,135,613
当座預金	
定期預金	
有価証券	
未収金	
立替金	
前払金	
短期貸付金	
仮払金	
流動資産合計	1,135,613
2 固定資産	
(1) 基本財産	
建物	
土地	
基本財産合計	
(2) その他の固定資産	
建物	
構築物	
車両運搬具	
器具及び備品 印刷機162.750購入(年54.250償却)	54,250
土地	
建設仮勘定	
権利	
長期貸付金	
繰越積立預金	
その他の固定資産	
施設・設備整備積立預金	
その他の固定資産合計	54,250
固定資産合計	54,250
資産合計	1,189,863
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	1,011,461
預り金	8,623
前受金	
短期借入金	
流動負債合計	1,020,084
2 固定負債	
設備資金借入金	
退職給与引当金	
長期借入金	
固定負債合計	0
負債合計	1,020,084
差引純資産	169,779

平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人 小林子育て支援協会

科目・摘要	金額		
I 資産の部 1 流動資産 現金・預金 未収入金 流動資産合計 2 固定資産 固定資産物品 権利 土地・建物 退職金積立金特定預金 その他の固定資産 固定資産合計 資産合計	1,135,613		
	54,250	1,135,613	
		54,250	1,189,863
II 負債の部 1 流動負債 未払金 預り金 前受金 短期借入金 流動負債合計 2 固定負債 退職給与引当金 長期借入金 固定負債合計 負債合計	1,011,461		
	8,623		
		1,020,084	
		0	1,020,084
III 正味財産の部 1 繰越金残高 前期繰越正味財産 当期正味財産増加額(減少額) 2 その他の正味財産 正味財産合計 負債・正味財産合計		407,510	
		-237,731	
			169,779
			1,189,863

# 平成22年度 収支決算書

特定非営利活動法人 小林子育て支援協会

	予算額	決算額	増・減(予算-決算)	備 考
<b>収入の部</b>				
1 会費収入	105,000	96,000	9,000	入会金・年会費
2 事業収入	0	0	0	
3 補助金収入	11,705,000	11,705,000	0	
助成金収入	10,530,000	10,530,000	0	児童センター指定管理料
受託金収入	1,175,000	1,175,000	0	三松小児童クラブ
4 負担金収入	720,000	720,000	0	同上保護者負担金
5 寄付金収入	300,000	300,000	0	スポンサー他
6 借入金収入	0	0	0	
7 繰入金収入	407,510	407,510	0	
8 雑収入	490	65,689	-65,199	預金利息・遊びの学校他
当期収入合計	13,238,000	13,294,199	-56,199	
<b>支出の部</b>				
1 事業費	12,765,000	13,049,180	-284,180	
三松小放課後児童クラブ事業	1,895,000	2,461,944	-566,944	職員賃金他
児童センター指定管理事業	10,530,000	10,487,528	42,472	職員賃金他
育児相談事業	20,000	0	20,000	
育児用品のリサイクル事業	20,000	0	20,000	チャイルドシート貸出
保育講座の実施	20,000	0	20,000	
保育サポーター事業	30,000	0	30,000	
子育て支援事業	250,000	99,708	150,292	遊びの学校・おもちゃ病院
2 管理費	473,000	75,240	397,760	
給与手当	240,000	44,375	195,625	
旅費交通費	20,000	2,000	18,000	
会議費	20,000	0	20,000	
通信費	20,000	0	20,000	
備品	50,000	0	50,000	
消耗品費	20,000	0	20,000	
事務消耗品費	20,000	0	20,000	
新聞図書費	20,000	0	20,000	
印刷製本費	20,000	0	20,000	
水道光熱費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
地代家賃	0	0	0	
保険料	0	0	0	
謝金	0	0	0	
租税公課	0	1,400	-1,400	
負担金	0	0	0	
税理士等報酬	20,000	27,465	-7,465	
雑費	15,000	0	15,000	
予備費	8,000	0	8,000	
計	13,238,000	13,124,420	113,580	
次年度繰越	0	169,779	-169,779	
当期支出合計	13,238,000	13,294,199	-56,199	

当該事業年度のすべての伝票・通帳等を照合した結果、適正な会計処理がなされているものと認めます。

平成23年 5 月 16 日

監査

福留良雄

